

返戻金制度について

当社は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けています。
返戻条件等の詳細については、申込書または人材紹介契約書の該当条項をご確認下さい。

契約書例

(報酬の返還)

甲に入社した採用決定者が、入社後6ヶ月未満に本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、次の算出額に消費税を加えた額を、甲の返還請求に基づき、乙は返還するものとし、請求日の属する月の翌月末日までに、甲が指定した銀行口座へ振り込むことにより支払うものとする。但し、甲の責による退職・解雇など不測の事態による退職の場合には、乙は返還義務を負わないものとする。

- ① 入社日から1ヶ月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の80%
- ② 入社日から1ヶ月以上3ヶ月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の50%
- ③ 入社日から3ヶ月以上6ヶ月未満の在籍で退職した場合、本件報酬の10%

許可番号： 13-ユ-302446

事業者の名称： 株式会社採用工房